

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C部D支店（以下「事業場」という。）において、営業職として販売業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、車庫内に駐車してあった乗用車内で練炭を燃焼させ死亡しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：○年○月○日昼頃、直接死因：一酸化炭素中毒死、死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 請求人によると、被災者は、勤務していた事業場における長時間労働及び上司からのパワーハラスメント等の業務上の心理的負荷により、自死に至ったとしている。
- 4 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、○年○月○日から同月○日までの12日間及び同年○月○日から同月○日までの11日間の被災者の連続勤務を強い心理的負荷をもたらした出来事と評価し、請求人の精神障害の発病日を同年○月○日頃とすべきである旨主張している。

被災者の精神障害の発病の有無及び時期について、○年○月○日付け労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書は、要旨、被災者は、仕事のことで困惑・苦悩し、抑うつ的になり、○年○月○日に母親に電話で自殺念慮を告げており、同日にICD-10診断ガイドラインの「F32.8 他のうつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断することが相当であるとしている。

当審査会としても、被災者の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものであると判断する。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。
- (4) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらした出来事として、①被災者が日常的に上司から辛辣な叱責や差別的な取扱いを受けたこと、②被災者が日常的

に上司から執拗に人格を否定するような言動を受けたこと、③ノルマが達成できなかったこと、④長期間にわたり連続勤務を行っていたこと、⑤月100時間程度の時間外労働が認められること等を主張しているため、以下検討する。

ア 上記①の出来事について、請求人は、被災者がEから日々辛辣な叱責を受けていたことやFとの差別的取扱いを受けたことを主張する。

Eが被災者に対して行った業務上の指導について、被災者の営業活動日報をみると、「全てにおいてやっつけ仕事をするな!!」、「字をまちがえるな!!」等、被災者を厳しく叱責する記述が認められるほか、被災者の誤字脱字等の間違いを指摘し、丁寧に文章を書くよう注意する記述も認められる。

この点、Eは、○年○月○日付け聴取書において、「誤字についての指導は、お客様に出す手紙で間違っていると困りますので、繰り返し指導していました。」、「『周りの人が動いていることはわかったほうがいいよ』と感謝の気持ちを持つように指導していました。」と述べている。

さらに、Eは、要旨、被災者から「F君のようになりたい」と相談を受けていたこと、被災者が売り上げのあるFと被災者自身を比べて悔しい思いをしていたこと、被災者はFとは性格が異なり、勉強をすれば後に伸び代があると思っていたことなどを述べている。

Eの被災者に対する叱責の様子について、Gは、同年○月○日付け聴取書において、「大声を張り上げることはなく、理論的に諭す話し方をしており、被災者の人間性を否定するような言葉は聞いたことがない。」と述べ、Fは、同年○月○日付け聴取書において、「怒るときの口調はごく普通で、暴力を振るったり、物を投げたり、叩いたりしたところは見ることがない。」と述べている。

以上の事実からみると、上記①の出来事は、認定基準別表1の項目30「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、上記会社関係者の申述により、Eが被災者に対して文書及び口頭等で厳格な指導を行っていたことは認められるものの、請求人が入社○年目の社員で業務に不慣れであったことからすれば、当該指導は業務の習熟に必要なものであったと考えられ、また、被災者の○年○月○日付けE宛ての送信メールをみると、「色々な事を指導して頂いても素直に認めれずにいたと思います。」、「言って頂いた事を素直に受け止め、直していこうと思います。」、「一生

懸命頑張りたいと思います。」等と、Eの指導を受け入れる趣旨の発言も認められるものであり、入社〇年目の社員に対する指導としてはやや厳しすぎたという側面を加味しても、その心理的負荷の総合評価は「中」とどまるものと判断する。

イ 上記②の出来事について、請求人は、被災者がEから真面目な性格や痩せ形体型を執拗に侮辱・否定され、他の上司から「〇〇」と揶揄され、人格を否定するような言動を受けたと主張する。

Eは、〇年〇月〇日付けの聴取書において、要旨、「被災者に対して人間性を否定するような言葉を使ったことはない。」とし、G及びFも、要旨、「Eから被災者の人間性を否定するような言葉を聞いたことはない。」と述べている。

この点、請求代理人の同年〇月〇日付けの聴取書及び〇年〇月〇日付け無料通話アプリ送信記録を精査すると、被災者が会社関係者から「〇〇」という言葉を投げかけられたことは事実であると認められ、また、Hも、〇年〇月〇日付け電話聴取書において、要旨、「被災者が会社の上司から『〇〇〇』と言われた。」と述べている。もっとも、Gは、同年〇月〇日付けの聴取書において、要旨、「〇年〇月上旬に行われた飲み会の席で、対人関係の話題の中、インターネットの簡易診断を行った際に、被災者が『〇〇』に該当したという事実があった。」と述べており、同発言の背景には、飲み会の場での話題があったものと認められ、真に被災者に対して発達障害者であるとして揶揄したものであるとは判断し得ない。

以上の事実に鑑みると、同出来事は、認定基準別表1の項目29「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて検討するも、上記のような発言が繰り返し行われていたとは認められず、被災者が同発言により不快感を覚えた可能性にとどまるものであることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 上記③の出来事について、請求人は、被災者が契約を取れず、深夜に及ぶ残業や休日出勤を余儀なくされていたと主張する。

この点、Eは、〇年〇月〇日付け聴取書において、部長や所長等の指導や叱咤激励があった旨述べる一方で、Eから被災者に対して「すぐ売れなくてもいい。2、3年後に売ればいいから。」と指導したと述べており、Gは、

同月〇日付け聴取書において、被災者の業務進捗状況について、要旨、〇〇としては標準か少し遅いくらいであり、被災者が特別に遅れていたわけではないと述べている。また、E及びGは、被災者からの仕事の悩みとして「同期から置いていかれる」、「売れない」等の相談があった旨述べている。なお、会社作成の〇年〇月〇日付け回答書をみると、被災者は〇〇社員育成期間にあったため、営業ノルマは課されておらず、賃金・賞与も業績に連動する報酬体系ではなかったことが認められる。

以上より、上記③の出来事は、被災者に業務上のノルマは設定されておらず、契約が取れないことによるペナルティが課された事実もないことから、認定基準別表1の項目9「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとはいえ、仮に被災者が業績に係るプレッシャーを感じていたとしても、同基準に基づく心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 上記④について、請求人は、被災者が、〇年〇月〇日から同月〇日までの12日間及び同年〇年〇月〇日から同月〇日までの11日間の連続勤務に従事し、同月〇日頃に精神障害を発病したと主張している。

しかしながら、上記（1）に説示するとおり、当審査会としては、被災者は同年〇月〇日に本件疾病を発病していたものと判断しているところであり、仮に同事実があったとしても、発病に影響を与えた出来事であるとは判断できず、請求人の主張を採用することはできない。

オ ⑤の出来事について、監督署長は、被災者の休憩時間を最大2時間として労働時間を認定しているところ、請求人は、被災者の休憩時間を1時間として労働時間を集計し直すと月100時間程度の時間外労働が認められると主張するので、以下検討する。

(ア) 請求人は、被災者の精神障害の発病時期を同年〇月〇日頃とし、同日以前6か月の労働時間を集計している。

しかしながら、上記（1）に説示するとおり、被災者は同年〇月〇日に本件疾病を発病していたものと認められ、出来事の評価に当たり、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の時間外労働時間をみるのが妥当であるため、請求人の主張は採用できない。

(イ) 次に、被災者の休憩時間についてみると、請求人は、請求人作成の〇年

○月○日付け電話聴取報告書のIによる「よほど暇な日を除き、実際に昼休み以外の1時間の休憩を取ることなどほとんどできなかった。」等の申述を根拠に、被災者の休憩時間は1時間である旨主張している。

しかしながら、Iは被災者と同じ会社の同職種であるものの、その勤務地はJ支店であり、一件資料を精査しても、同支店の状況が被災者の勤務地であるD支店と同様の環境及び忙しさであったとは認められず、請求人の主張は採用できない。

D支店の状況について、E、G及びFは、要旨、「被災者は、正午から午後1時までの1時間に加え、それ以外の時間で1時間の休憩が取れていた。」と申述し、さらに、Gは、要旨、「〇〇にいる時間のうち、接客しない時間はゆっくり休憩を取ることが可能であった。」と申述している。また、被災者の営業活動日報より、被災者は、日常的に電話営業、顧客訪問、資料準備等多岐にわたって活動していたことが認められるものの、上記事業場関係者の申述を鑑みると、1日に2時間の休憩時間を取ることは十分に可能であったと考えるのが相当である。

(ウ) そうすると、被災者の休憩時間を最大2時間として労働時間を認定した監督署長の判断は妥当であり、監督署長が作成した労働時間集計表をみると、被災者の評価期間における時間外労働時間は最大でも発病前1か月の83時間2分であり、当審査会としては、被災者が月100時間程度の時間外労働を行っていたとは認め難く、恒常的長時間労働があったと認めることはできない。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)より、⑤の出来事は、認定基準別表1の項目16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当すると認められるものの、当審査会としては、決定書に説示するとおり、この項目での評価は行わないとする審査官の決定は妥当であるものと判断する。

(5) 以上のとおり、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事は、心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つ、「中」となる出来事が1つであり、それら出来事は相互に関係しておらず、被災者に恒常的な長時間労働は生じていないことから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

(6) 業務以外の心理的負荷についてみると、E、G、F、K及びHは、要旨、「〇年〇月以降、被災者が彼女と別れ、辛い思いをしていた。」と述べており、この出来事は、認定基準別表2の⑥他人との人間関係「失恋、異性関係のもつれがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する。

(7) 個体側要因についてみると、被災者は、〇年〇月〇日にL医療機関を受診し、傷病名「適応障害」と診断され、同年〇月〇日にMクリニックを受診し、傷病名「抑うつ性神経症」と診断され、〇年〇月〇日付けN医療機関作成の診療情報提供書より、同月〇日、父親の内服薬を発作的に飲み、急性薬物中毒で同医療機関に救急搬送されたことが認められる。

(8) 以上のとおり、被災者に係る業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないことから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。